

経営陣が留意すべき会社法・内閣府令の改正の概要

役員報酬やD&O保険、社外取締役等の活用及びリスク情報の開示等の解説

松原 真佑子 Matsubara Mayuko

リスクマネジメント事業本部
 コーポレート・リスクコンサルティング部
 上級コンサルタント

室田 真希 Murota Maki

リスクマネジメント事業本部
 コーポレート・リスクコンサルティング部
 主任コンサルタント

梶尾 詩織 Kajio Shiori

リスクマネジメント事業本部
 コーポレート・リスクコンサルティング部
 上級コンサルタント

はじめに

近年、企業や投資家を取り巻く経済環境が大きく変化する中、日本国内では、企業の収益性向上・投資促進による生産性革命の実現を目指し、コーポレートガバナンス（企業統治）の高度化が図られている。2019年1月16日、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」（以下「要綱案」とする）が公表され、株主総会や取締役等に対する規律の見直し案が示された（表1「要綱案（会社法）」参照）。同月31日には、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下「開示府令」とする）が公布・施行され、有価証券報告書における財務情報及び記述情報の充実や、建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供等が求められることとなった（表1「開示府令」参照）。これまで、コーポレートガバナンスについては、コーポレートガバナンス・コード¹の制定等、ソフトロー²による改革が中心であったが、いよいよ会社法の見直し等、ハードロー³による改革の段階へと進んでいる（表2参照、詳細な規制の変遷については付録を参照）。

こうしたコーポレートガバナンス改革の中心には、取締役会の役割・機能⁴の見直しがある。中長期的な企業価値向上に向け、中心的役割を果たすのは社長・CEOら経営陣であるが、それを支えるのは取締役会である。そこで、本レポートでは、特に取締役・執行役等の経営陣（以下「経営陣⁵」とする）が留意すべきと考えられる、①要綱案の「取締役等に関する規律の見直し」における「取締役への適切なインセンティブの付与」及び「社外取締役の活用等」と、②開示府令の「財務情報及び記述情報の充実」を取り上げて解説する（表3参照）。なお、本レポートでは、特段の断りがない限り公開会社かつ大会社である企業を対象とする。

¹ 株式会社東京証券取引所。“コーポレートガバナンス・コード。” <https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000000xbfx-att/20180601.pdf>

² 公権力の強制力を伴わない制度・規範

³ 公権力の強制力を伴う法令等の制度・規範

⁴ 取締役会の機能には、①監督機能（社長・CEOら経営陣の指名や報酬の決定を通じて業務執行を評価することによる監督機能）と、②意思決定機能（個別の業務執行の具体的な意思決定を行う機能）がある

⁵ 以下、本レポートにおいて「経営陣」としたときは、監査役会設置会社・監査等委員会設置会社における取締役、及び指名委員会等設置会社における取締役・執行役を含むものとする

表 1 要綱案と開示府令の改正概要（太字・下線は本レポートで取り上げる部分）⁶

① 要綱案（会社法）	② 開示府令
<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会に関する規律の見直し <ul style="list-style-type: none"> 株主総会資料の電子提供制度 株主提案権 ・取締役等に関する規律の見直し <ul style="list-style-type: none"> 取締役への適切なインセンティブの付与 社外取締役の活用等 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 社債の管理 株式交付 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務情報及び記述情報の充実 ・建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供 ・提供情報の信頼性・適時性の確保

表 2 コーポレートガバナンス関連の規制の変遷⁷

主な法律	法律以外の主な規制
2002年 委員会等設置会社制度の導入（大会社） ⁸	1999年 「コーポレートガバナンス原則」（OECD）
2005年 「会社法」制定 内部統制システム構築の義務化（大会社） ⁹	2010年 「コーポレートガバナンスを強化するための諸原則」（バーゼル銀行監督委員会）
2006年 「金融商品取引法」制定 四半期報告書、内部統制報告書が制度化 ¹⁰	2014年 「責任ある機関投資家の諸原則」（日本版スチュワードシップ・コード）（金融庁）
2014年 会社法改正 監査等委員会設置会社制度の創設 ¹¹ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示 ¹² 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備 ¹³	2015年 「コーポレートガバナンス・コード」制定（日本取引所グループ） 2017年 日本版スチュワードシップ・コード改訂 2018年 コーポレートガバナンス・コード改訂

表 3 本レポートにおける記述の概要¹⁴

	要綱案（取締役等に関する規律の見直し）	開示府令（財務情報及び記述情報の充実）
これまでの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の未整備 役員のインセンティブに必要な定めが不足 社外取締役の義務付けは一部に留まっていた 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートガバナンスの脆弱性 開示されている情報が、投資家との対話の素材として不十分
改正概要	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役への適切なインセンティブの付与 報酬に関する方針の明確化、開示の充実 D&O 保険¹⁵の規定、開示の義務化 補償契約の規定、開示の義務化 ・社外取締役の活用等 義務付け範囲の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務情報及び記述情報の充実 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 事業等のリスク MD&A¹⁶（経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析）

⁶ 法務省，“会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（平成 31 年 1 月 16 日決定）。”

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900394.html>,（アクセス日：2019-06-20）

及び、金融庁，“「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について。”

<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html>,（アクセス日：2019-06-20）を基に当社作成

⁷ 当社作成

⁸ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（現在は廃止）21 条の 5～21 条の 39

⁹ 会社法 348 条 3 項 4 号

¹⁰ 金融商品取引法 24 条の 4 の 7、24 条の 4 の 4

¹¹ 会社法 327 条 1 項 3 号

¹² 会社法 327 条の 2

¹³ 会社法 348 条 3 項 4 号

¹⁴ 当社作成

¹⁵ D&O とは、Directors and Officers の略称であり、取締役や監査役、執行役といった会社役員を指す

¹⁶ MD&A とは、Management Discussion and Analysis の略称である

1. 要綱案「取締役等に関する規律の見直し」の改正概要

1.1. 取締役への適切なインセンティブの付与

1.1.1. 概要

要綱案では、取締役等に適切なインセンティブを付与する目的で、現行の会社法における課題を踏まえて、役員報酬等¹⁷、役員等賠償責任保険契約（以下、D&O 保険という）、補償契約¹⁸に関する規定を新たに設けるとしている。実務上、D&O 保険は既に定着しているところであるが、会社法上において、同保険に関する事項が明確に規定される方向性が示された。

表 4 現状の制度等と要綱案のポイント¹⁹

テーマ	現状の制度等	要綱案のポイント
役員報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の会社法上、指名委員会等設置会社に対して、取締役及び執行役の報酬等の決定方針を定めることが義務付けられている²⁰。 ・ コーポレートガバナンス・コード上、経営陣の報酬に適切なインセンティブの付与や、客観性・透明性ある手続きに従った報酬制度の設計が要請されている²¹。 ・ 現行の会社法上、無償で株式を発行することや労務出資が認められていない。そのため、経済産業省の解釈指針²²にて、直接役員に株式を交付する方式の株式報酬を導入する際の手続きが整理されている²³。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書提出義務がある監査役会設置会社（公開会社、かつ、大会社に限る）及び監査等委員会設置会社に対して、取締役²⁴の報酬等²⁵の決定方針²⁶を決定しなければならないものとする²⁷。 ・ 金銭でない報酬等について、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。 ・ 取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則を規定する。 ・ 会社役員の報酬等に関する事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。
D&O 保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の会社法上、D&O 保険に関する規定がなく、取扱が不明確である。 ・ 経済産業省の解釈指針にて、D&O 保険の保険条件を確認する際の実務上のポイントや、保険料を全額会社負担する手続きが整理され、一定の手続きの下、会社が本保険料を負担してよいことが示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法上、D&O 保険の定義を明確にし、その取扱等を規定する。 ・ D&O 保険の内容決定に関し、株主総会（取締役会設置会社は取締役会）の決議によらなければならないものとする。 ・ 一定の条件のもと、利益相反取引規制等を非適用とする旨を明文化する。 ・ D&O 保険を締結している場合、公開会社における事業報告による開示を義務化する。

¹⁷ 役員の報酬等とは、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益を指す

¹⁸ 役員等が第三者から損害賠償請求された場合に、会社が役員等に対してその損害賠償金や訴訟関連費用等を補償することを会社補償といい、そうした役員等と会社間の契約を補償契約という

¹⁹ 法務省，“会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（平成 31 年 1 月 16 日決定）.”を基に当社作成

²⁰ 会社法 409 条 1 項

²¹ 原則 4-2、補充原則 4-2①

²² 「CGS の在り方に関する研究会報告書」（2015 年 7 月公表）別紙 3 法的論点に関する解釈指針，https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/r160318_150724_corp_gov_sys_4.pdf，（アクセス日 2019-06-20）

²³ 経済産業省，“「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～（2019 年 3 月時点版）” p.11,12,<https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190308001/20190308001-1.pdf>，（アクセス日 2019-06-20）

²⁴ 監査等委員である取締役を除く

²⁵ 会社法 361 条 1 項に規定する報酬等をいう

²⁶ 正式名称は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」

²⁷ ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでないものとする

テーマ	現状の制度等	要綱案のポイント
補償契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の会社法上、補償契約に関する規定がなく、取扱が不明確である。 ・ 補償契約は、会社と役員等との間に利益相反の問題が存在する。 ・ 経済産業省の解釈指針にて、会社法上、一定の要件や範囲の下、適法に会社補償が可能であることが示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法上、補償契約の定義を明確にし、その取扱等を規定する。 ・ 補償契約の内容決定に関し、株主総会（取締役会設置会社は、取締役会）の決議によらなければならないものとする。 ・ 一定の条件のもと、利益相反取引規制等を非適用とする旨を明文化する。 ・ 補償契約を締結している場合、公開会社における事業報告による開示を義務化する。

1.1.2. D&O 保険等の基本的な構造²⁸

ここで簡単に D&O 保険や会社補償（補償契約）の基本的な構造を解説する。役員等²⁹が損害賠償請求を受けるリスク等に対応したものが、D&O 保険と会社補償である。図 1 は、役員等に対する損害賠償請求や D&O 保険、会社補償（補償契約）の構造を簡略化して示したものである。

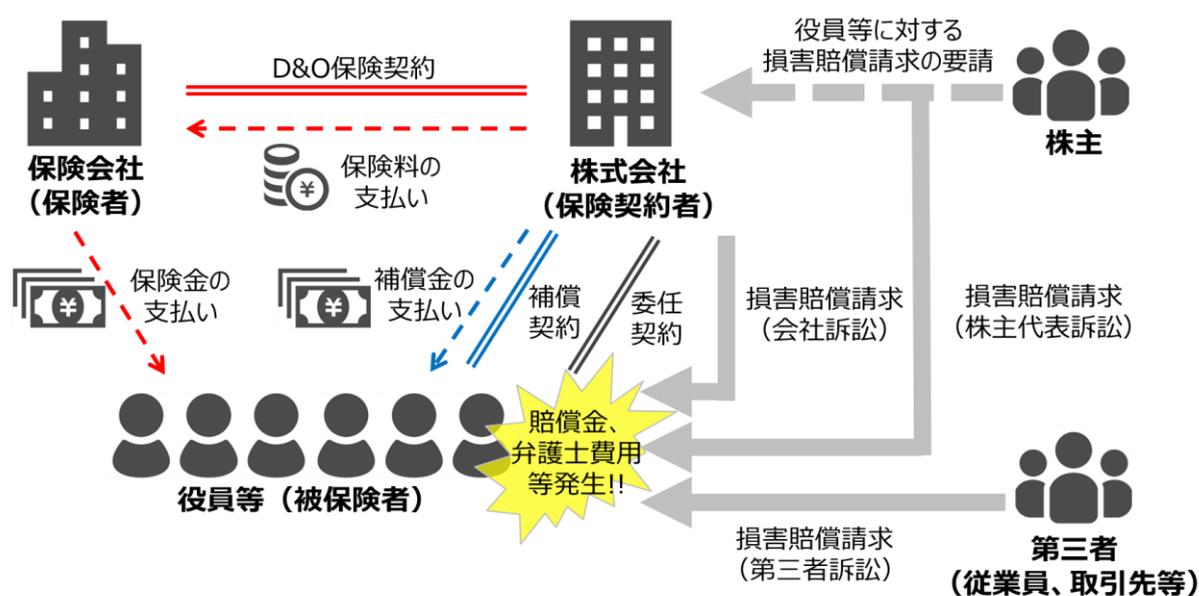


図 1 D&O 保険等の基本的な構造³⁰

役員等は、会社に対し委任または準委任の関係にあり、委任契約上の任務を怠った場合、これによって生じた損害賠償責任を会社に対して負う³¹。また、当該役員等がその職務を行うにあたって、悪意又は重大な過失があった場合、役員等はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととされている³²。会社自らが役員等に対して損害賠償を請求する場合を「会社訴訟」といい、株主が役員等に対して損害賠償

²⁸ 本レポートは、保険募集を目的としたものではなく、情報提供を目的としたものである

²⁹ 会社法 423 条 1 項に規定する役員等をいう

³⁰ 当社作成

³¹ 会社法 423 条

³² 会社法 429 条

を請求する場合を「株主代表訴訟³³」、従業員や取引先等が役員等に対して損害賠償を請求する場合を「第三者訴訟」という（図1の灰色矢印部分）。これらの損害賠償請求がなされた時、役員等には、弁護士報酬や訴訟費用といった損害賠償請求等に伴う費用（以下、争訟費用等という）が生じる。また、敗訴の場合には、損害賠償金の支払い義務が生じる。

D&O保険とは、こうした役員等が負担する損害賠償金や争訟費用等を補償する保険である。保険会社との間でD&O保険を契約するのは会社であり、D&O保険による補償を受ける者（被保険者）は原則として役員等である（図1の赤色矢印部分）³⁴。ただし、役員等のすべての責任がD&O保険の補償対象となるわけではない。D&O保険の保険約款には、免責事由³⁵として、役員が損害賠償請求を受けたにも関わらず、役員が保険金の支払いを受けることができない事由が個別に列挙されている。例えば、役員が法令違反を認識して行った行為等は免責事由に該当する。また、D&O保険には、通常、補償の上限額である保険金支払限度額や、被保険者が自己負担しなければならない免責金額の設定といった特性がある。

D&O保険は、役員等の経済的な負担を填補する効果を有しているが、同様の効果を有するものとして、会社補償がある。会社補償とは、役員等が第三者から損害賠償請求された場合に、会社が役員等に対してその損害賠償金や訴訟関連費用等を補償することであり、そうした役員等と会社間の契約を補償契約という（図1の青色矢印部分）。D&O保険では保険会社から役員等に保険金が支払われるのに対し、補償契約は会社から役員等に補償金が直接支払われる点で異なる。

D&O保険及び会社補償は、役員等が過度に損害賠償責任を恐れ、リスクを回避することがないように、訴訟リスクをカバーし、企業の健全な経営活動をサポートする役割を担っている。そのため、双方ともに優秀な役員等の確保につながる、役員等に対し適切なインセンティブを付与する手段の一つとして考えられている。一方で、D&O保険及び会社補償は、役員等との間の利益相反の問題がかねてより指摘されてきた。今回の要綱案により、D&O保険及び会社補償の内容や手続きの適正を担保するための規律が示されたことになる。

1.1.3. 企業において対応すべきポイント

要綱案では、下表の通り、役員報酬等に関する開示の充実を図ることや、D&O保険及び補償契約に関して、情報開示の義務化が示された。対象となる企業は、情報開示が求められている事項を確認し、現状の役員報酬等の制度設計やD&O保険の内容等が役員等に対し適切なインセンティブを付与するものとなっているか今一度確認することが望まれる。

補償契約については、現行の会社法上、規定がなく取扱が不明確である。そのため、日本では会社補償はあまり普及していないのが実情である。今回、要綱案において、補償契約についての規定が設けられ、補償することができない費用等が示された。会社補償の特性や利点³⁶等を踏まえ、D&O保険内容の見直しとともに会社補償の導入を検討し、自社に適した制度設計等を行うことが重要であろう。

³³ 会社が取締役の責任を追及しないことがあり得るため、会社法では、会社が役員その他一定の者の責任を追及しようとしないうちに、株主が会社に代って責任追及をする「株主による責任追及等の訴え」が認められている。一般的にこの訴えが「株主代表訴訟」と呼ばれている（会社法847条1項）

³⁴ このように役員等個人の損害賠償責任に関する損害を補てんするD&O保険をサイドAという。なお、被保険者を会社自身とし、役員等に対する損害賠償金や争訟費用等を会社が補償することによって生じる会社の損害をてん補する場合のD&O保険をサイドBという

³⁵ 免責事由とは、保険金等を支払う義務を負う保険会社が、その支払いを免れる事由のことをいう

³⁶ 会社補償の利点については、会社補償の実務に関する研究会による「会社補償実務指針案（平成29年5月25日）」において、紹介がなされている

表 5 要綱案において開示が求められている内容³⁷

テーマ	開示内容
役員報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬等の決定方針に関する事項 ・ 報酬等についての株主総会の決議に関する事項 ・ 取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項 ・ 業績連動報酬等に関する事項 ・ 業務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等に関する事項 ・ 報酬等の種類ごとの総額
D&O 保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ D&O 保険の被保険者 ・ D&O 保険の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該 D&O 保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）
補償契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該役員の氏名 ・ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。） ・ 当該役員に対して、【補償契約の対象となる費用等】のAに掲げる費用を補償した株式会社が、当該事業年度において、【補償契約の対象となる費用等】のAの職務の執行に関し、当該役員に責任があること又は当該役員が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨 ・ 当該事業年度において、株式会社が当該役員に対して【補償契約の対象となる費用等】のイの損失を補償したときは、その旨及び補償した金額 <p>【補償契約の対象となる費用等】</p> <p>ア当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用</p> <p>イ当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失</p> <p>(ア)当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失</p> <p>(イ)当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失</p>

1.2. 社外取締役の活用等

1.2.1. 概要

国内外の機関投資家、一般の株主からの経営陣に対する信頼性を確保するため、社外取締役の積極的な活用が企業の経営陣に求められている。社外取締役には、主数株主・株主共通の利益の代弁者として業務執行者から独立した立場から会社経営を監督することや、経営者・支配株主と少数株主との利益相反を監督することが期待される。要綱案では、監査役会設置会社においても、社外取締役を置くことを義務付けることとしている。

³⁷ 法務省，“会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（平成31年1月16日決定）。”を基に当社作成

表 6 現状の制度等と要綱案のポイント³⁸

テーマ	現状の制度等	要綱案のポイント
社外取締役の強化	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンス・コード上、上場会社は独立社外取締役を少なくとも2名以上選任することが要請されている³⁹。 現行の会社法上、社外取締役を置いていない場合には、定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由の説明が義務付けられている⁴⁰。 現行の会社法上、会社の機関設計において監査役会設置会社を選択した場合、社外取締役の選任は義務付けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会設置会社においても社外取締役を置くことを義務付けるものとする。 ※ 社外取締役が欠員状況でもただちに取締役会の決議が無効になることはなく、ただちに過料の制裁が課されることもない。

東京証券取引所から発行されているコーポレートガバナンス・コードでは、2名以上の独立社外取締役⁴¹を置くことが求められている。会社法では、大会社かつ公開会社においては、①監査役会設置会社、②監査等委員会設置会社、③指名委員会等設置会社の3つから機関設計を選択することが可能であるが、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社の形態を選択した場合には、2名以上の社外取締役の選任が義務付けられている。しかし現状では、日本の大企業の約7割が、社外取締役の選任を義務付けられていない監査役会設置会社の形態をとっている。

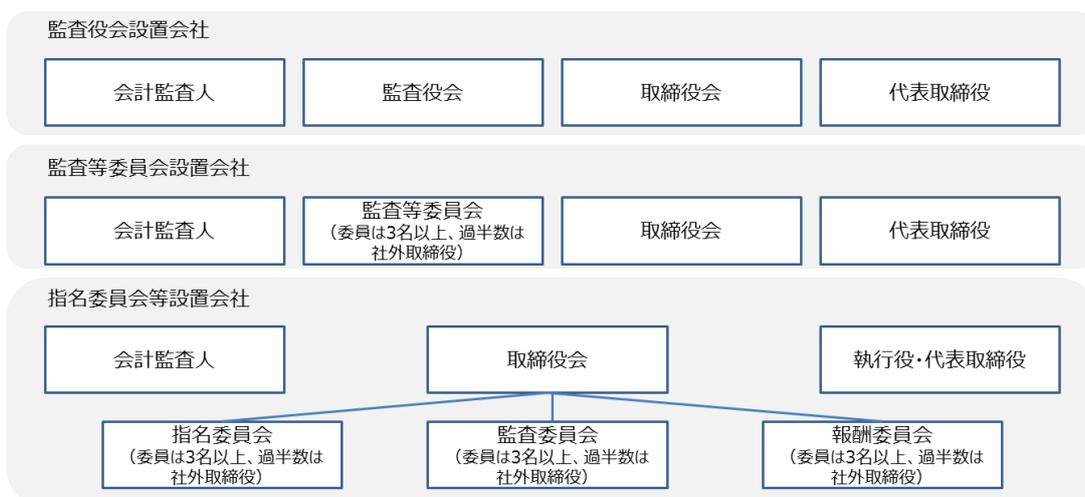


図 2 大会社かつ公開会社における機関設計の規整⁴²

2015年には、社外取締役をより積極的に活用するため、①監査等委員会設置会社制度の創設、②社外取締役を置くことが相当でない理由の開示、③社外取締役要件の厳格化といった会社法の改正が行われた。これにより、社外取締役を選任している会社の比率⁴³は、2014年度には64.4%であったが、2018年度には97.7%にまで大きく向上した。従って、今回の要綱案が監査役会設置会社における社外取締役の選任を義務付けた

³⁸ 法務省，“会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（平成31年1月16日決定）。”及び法務省法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会議事録を基に当社作成

³⁹ コーポレートガバナンス・コード【原則4-8】

⁴⁰ 会社法327条の2

⁴¹ コーポレートガバナンス・コードに独立取締役の定義はないが、東京証券取引所，“上場管理等に関するガイドライン”において求められる独立性を採用すると考えられる。これによると、独立性とは、A「上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者」 B「上場会社の主要な取引先又はその業務執行者」でないことであり、左記A、B以外の社外取締役を独立社外取締役という

⁴² 当社作成

⁴³ 東京証券取引所全上場会社における比率

としても、企業の負担は必ずしも増大しないと考えられる。

一方、会社法において社外取締役の選任を義務付けた場合、社外取締役が欠員した状況での取締役会の決議は無効になるのではないかという懸念がある。そこで会社法制部会⁴⁴では、社外取締役が欠員であっても直ちに取締役会決議を無効とはせず、かつ社外取締役がいないことで直ちに過料の制裁を課すこともないという考えを示している⁴⁵。しかし、企業の信頼性を確保するため、企業は社外取締役不在のまま業務を進めるのではなく、自社の取締役会が必要とする人材を社外取締役として選任し積極的な活用を行うことが望まれる。

1.2.2. 企業において対応すべきポイント

既に社外取締役を選任している企業は多いが、社外取締役の行動や指摘により企業が事業戦略を見直す、従来の慣行を見直す等、企業行動を具体的に改善する事例もある一方で、社外取締役が期待する役割を果たしていない、という企業もある。コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針においては、社外取締役を活用するためのポイントを以下の9つのステップに分けて検討することが推奨されている。

表 7 社外取締役についての検討事項⁴⁶

ステップ	検討事項	場面
1	自社の取締役会の在り方を検討する。	求める取締役像を検討する場面
2	社外取締役に期待する役割・機能を明確にする。	
3	役割・機能に合致する資質・背景を検討する。	
4	求める資質・背景を有する社外取締役候補者を探す。	社外取締役を探し、就任を依頼する場面
5	社外取締役候補者の適格性をチェックする。	
6	社外取締役の就任条件（報酬等）について検討する。	
7	就任した社外取締役が実効的に活動できるようサポートする。	社外取締役が就任し、企業で活躍してもらう場面
8	社外取締役が、期待した役割を果たしているか、評価する。	社外取締役を評価し、選解任を検討する場面
9	評価結果を踏まえて、再任・解任等を検討する。	

社外取締役の候補者については、社長・CEO・副社長からの紹介という企業が約44%に上るという報告がある⁴⁷。しかし、真に社外取締役を活用するためには、自社の社外取締役に期待する役割・機能を明確にした上で、見合う資質を持った人材を社外取締役候補として探していくべきである。

求める資質を検討するにあたっては、取締役会を総体（集合体）としてとらえ、自社の取締役会・社外取締役全体として必要な役割や資質・背景を備えさせるという観点も必要である。社外取締役として期待される役割や求められる資質・背景は大きく分けて①経営経験型、②専門知識型、③属性着目型の3つのタイプに分類できる。

⁴⁴ 法務省法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会

⁴⁵ ただし、社外取締役の不在が長期にわたる、または遅滞なく選任される状況にない場合にはこの限りではない

⁴⁶ 経済産業省、“「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（CGSガイドライン）平成29年3月31日策定平成30年9月28日。” <https://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180928008/20180928008-1.pdf>, p.61（アクセス日：2019-06-20）を基に当社作成

⁴⁷ 経済産業省、“CGS研究会（第2期）の中間整理。” <https://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180518004/20180518004-1.pdf>（アクセス日：2019-06-20）

表 8 社外取締役に期待される役割や資質・背景⁴⁸

類型	特徴	例
タイプ A 経営経験型	経営経験者としての目線からの意見が期待されるタイプ。 その会社の事業分野における経験がある場合と、ない場合がある。	現役の会社経営陣やその退任者 等
タイプ B 専門知識型	専門的な知見に基づく意見が期待されるタイプ。 その会社の事業分野に関する専門知識を有する場合と、会社経営一般の専門知識を有する場合がある。	法曹、会計士、学者、行政経験者 等
タイプ C 属性着目型	経営戦略上、特定の属性に着目し、その観点からの意見が期待されるタイプ。 上記 A・B のタイプの検討の際に、重畳的に考慮することが一般的 (A・B のタイプにも該当することが大半)。	性別 (女性)、国籍 (外国人)、その他 (年齢、民族、信仰) 等

各企業において、上記のいずれの役割や資質・背景を有する社外取締役を選任すべきか、どのようなバランスで選任するかという点を十分に検討することが必要であるが、社外取締役のうち少なくとも 1 名は、経営経験型の社外取締役を選任することが社外取締役の有効活用に際して重要である。そのため、経営経験型の社外取締役候補者には、経営トップとしての経験を通じ幅広い視野や高度な見識を有している社長や CEO、CFO を退任した人材が最有力の候補と考えられる。

また、現在自らの所属する企業で現役の経営陣となっている人材も、他社の社外取締役として監督側の立場を経験するとともに、自社とは異なる業界や文化に触れて視野を広げることは、以後の自社の経営に役立つと考えられる。ただし、他社の社外取締役に就任するに当たっては、株主等ステークホルダーや社内の理解が必要となり、また、選任する側の企業も、他社で現役の経営陣を担う人材が、実際に自社の社外取締役として活動できる時間等があるのかを検討する必要がある。

社外取締役候補を探すに当たっては、社長・CEO・副社長からの紹介や人材紹介会社、業界団体だけに頼るのではなく、日頃から経済団体の会合等の機会を活用したり、社内の研修や講演会に候補者を講師として招へいする等して情報収集を行っていくことが必要である。

その他、企業として検討すべき項目としては、社外取締役の再任基準の明確化、社外取締役の選任・再任プロセスの明確化、社外取締役の在任期間の上限の設定等がある。

社外取締役の在任期間が短すぎると、企業に関する知識や企業との信頼関係が十分に得られない点もある一方で、あまりにも在任期間が長いと独立性の問題が生じる可能性がある。そこで、社外取締役の再任基準や選任・再任プロセスについては、企業内で明確にすることが望まれる。計画的に社外取締役を選任するため、候補者選びと合わせて再任基準や選任・再任プロセスも検討していくべきであろう。

⁴⁸ 経済産業省、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGS ガイドライン)平成 29 年 3 月 31 日策定平成 30 年 9 月 28 日。” <https://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180928008/20180928008-1.pdf>.p.68 (アクセス日:2019-06-20)

2. 開示府令「財務情報及び記述情報の充実」の改正概要

2.1. 概要

本開示府令⁴⁹は、有価証券報告書における記載事項について定めるものである。開示府令は、企業と投資家の建設的な対話の推進という観点から、2018年1月にも改正され、「業績等の概要」及び「生産、受注及び販売の状況」を「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（以下「MD&A」という）に統合するという変更が行われた。また、事業全体及びセグメント別の経営成績等に重要な影響を与えた要因に関する経営者の認識及び分析、経営方針・経営戦略等の中長期的な目標に照らした経営成績等に関する経営者の分析及び評価を記載するよう求められていた。

今回（2019年1月）の改正は、それに続いて、経営方針・経営戦略等と「事業等のリスク」やMD&Aとを関連付けたり、事業等のリスクにおいて各リスクへの対応策を明記したりすることを求めたものである。具体的な改正のポイントは以下の通りである。なお、各項目の新旧対応表は付録に参考として掲載する。

表 9 改正前と改正後の相違点⁵⁰

テーマ	改正前に求められていた記載事項	改正後に求められる記載事項
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	<ul style="list-style-type: none"> 経営方針・経営戦略等（定めている場合） 経営環境に関する具体的な内容・対処方針等 事業上・財務上の課題に関する具体的な内容・対処方針等 	<ul style="list-style-type: none"> 経営方針・経営戦略等（無条件に） 経営環境に関する経営者の認識の説明（事業の内容（セグメント等）と関連付ける） 事業上・財務上の課題に関する内容・対処方針等（経営戦略等と関連付ける）
事業等のリスク	<ul style="list-style-type: none"> 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項（分かりやすく簡潔に） 	<ul style="list-style-type: none"> 経営成績等（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー）に重要な影響を与える可能性があるリスクに関する顕在化の可能性の程度、時期、影響の内容、対応策（リスクの重要性、経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して分かりやすく）
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）	<ul style="list-style-type: none"> 経営成績等に関する経営者の視点による認識及び分析・検討内容 	<ul style="list-style-type: none"> 経営成績等に関する経営者の視点による認識及び分析・検討内容（経営方針・経営戦略等やその他の内容と関連付ける） 資金調達の方法・状況、資金需要の動向に関する経営者の認識

2.2. 企業において対応すべきポイント

有価証券報告書を作成・公表している企業においては、改正内容に対応することが求められる。実際には、中期経営計画や株主向けの説明会等で公表している内容と重なる部分もある。また、事業等のリスクやMD&Aについて、社内的には検討・実施しているが未公表としている企業もある。既に社内で検討・実施済みの企業であれば、新たに対策する必要はない。

しかし、経営方針・経営戦略等については、経営者の認識を含めて説明すること、また事業等のリスクや

⁴⁹ 金融商品取引法 24 条に「有価証券の発行者である会社は、・・・事業年度ごとに、・・・当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を提出することと定められている

⁵⁰ 金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（別紙 2）企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令。” <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131/02.pdf>, (アクセス日：2019-06-20) を基に当社作成

MD&A については、各項目について経営方針・経営戦略等と関連付けて説明することが必要となる。今まで有価証券報告書について社内で分割して作成していた場合、例えば経営戦略等については経営企画部、事業等のリスクについては法務部やリスクマネジメント部、MD&A については経理部等と分担していた場合には、今後は部門間の横の連携を強める必要がある。経営方針・経営戦略等について経営者の認識を明らかにするよう求められていることも考えあわせると、経営陣が取締役会を中心にリードして、有価証券報告書の各記述において、経営方針・経営戦略等との結びつきを明確にしていく必要がある。

各項目について具体的に望まれる対応は以下の表 10 の通りである。

表 10 各項目についての望まれる対応⁵¹

テーマ	望まれる対応
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	経営戦略等については中期経営計画等で既に公開している企業も多いが、場合によっては有価証券報告書に掲載するために情報を整理する必要がある。例えば、有価証券報告書におけるセグメント情報と中期経営計画等におけるセグメントの分け方が異なる企業もあるので、そのような場合は情報を統一し、経営陣の意思を明らかにする必要がある。
事業等のリスク	社内でリスクマネジメントを行っていても、リスクについて開示する際には総括的な記述に留めている企業も存在する。しかし、リスクが顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合の影響や対応策を記載するよう求められるため、社内で行っているリスクアセスメントの評価基準やリスクマップ等を明らかにし、対策を優先するリスクの選定基準、更にはその対応策等を開示していく必要がある。またリスクマネジメントにおいては今まで以上に経営戦略等との整合性を意識する必要もある。
MD&A	経営成績やキャッシュ・フローの分析等について、型通りの文章に数字を当てはめただけの開示では不十分と思われる。今後は経営戦略やリスク等と関連付ける上、経営者の認識を含めて記載することが求められる。資金調達のため銀行等の金融機関に説明等を行ってきた企業であれば、キャッシュ・フローを含めた将来の資金需要についての資料を内部的には作成していたと思われるが、今後はそういった内部資料を他部門と共有して、経営戦略やリスクの情報と整合を取っていく必要がある。

特に、「事業等のリスク」の開示については、虚偽記載との関係が懸念される。そもそも「リスク」とは「目的に対する不確かさの影響」⁵²であり、リスクが顕在化するかどうか、いつ顕在化するか、どのように顕在化するか等について、リスク顕在化前には明らかでないことが多い。仮に、有価証券報告書の記載事項について虚偽記載等に該当すると、場合によっては損害賠償責任を負うことになる。そこで、事業等のリスクについての記載内容が問題になる。金融庁によると、「一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって、虚偽記載の責任を問われるものではない」が、その一方で「主要なリスクについて敢えて記載をしなかった場合、虚偽記載に該当することがあり得る」という考えが示されている（表 11 参照）。虚偽記載にあたらないように定型的で無難な書き方を模索するのではなく、提出日現在において経営者の認識しているリスクについて、合理的で具体的な説明を記載するよう工夫していくことが求められている。

⁵¹ 当社作成

⁵² ISO 31000:2018

表 11 パブリックコメントと金融庁の考え方より一部抜粋（太字・下線は当社）⁵³

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
16	<p>「事業等のリスク」について、発行者の提出時の認識に基づき以下のような記載をしたが、結果が以下のように異なった場合、虚偽記載、不完全な記載又は誤解を生じさせる記載があった場合にはならないという理解でよいか。仮に、以下の場合に、虚偽記載、不完全な記載又は誤解を生じさせる記載があった場合に該当し得るといふことだとすると、発行体としては、ある程度は保守的かつ抽象的な記載をしておかざるを得ないように思われる。</p> <p>(1) 当該リスクが顕在化する可能性の程度が低いと記載していたにもかかわらず当該リスクが顕在化した場合</p> <p>(2) 当該リスクが顕在化する時期として記載した時期と、実際に顕在化した時期が異なっていた場合</p> <p>(3) 当該リスクが顕在化した場合に与える影響として記載した影響と、実際に生じた影響が異なっていた場合</p>	<p>事業等のリスクの開示に当たっては、取締役会等において、そのリスクが企業の将来の経営成績等に与える影響の程度や発生の蓋然性に応じて、それぞれのリスクの重要性をどのように判断しているかについて、投資者が理解できるような説明をすることが期待されており、平成31年3月19日に公表した「記述情報の開示に関する原則」⁵⁴においても同様の考え方を示しています。</p> <p>このように、事業等のリスクの記載は、将来の不確実な全ての事象に関する正確な予想の提供を求めるものではなく、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについて、具体的な説明を求めるものです。</p> <p>事業等のリスクの記載が虚偽記載に該当するかどうかは個別に判断すべきと考えられますが、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについて、<u>一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって、虚偽記載の責任を問われるものではない</u>と考えられます。一方、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している<u>主要なリスクについて敢えて記載をしなかった場合、虚偽記載に該当することがあり得る</u>と考えられます。</p>

また、開示すべき内容や開示の例については、金融庁が2019年3月に「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表している。これは、開示府令の改正の前提となった金融庁金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループの報告書⁵⁵を踏まえ金融庁が取りまとめたものであるので参考にさせていただきたい。

表 12 「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」⁵⁶

「記述情報の開示に関する原則」	https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/01.pdf
「記述情報の開示の好事例集」	https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/02.pdf

⁵³ 金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（別紙1）パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方。”<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131/01.pdf>,（アクセス日：2019-06-20）より一部抜粋

⁵⁴ 後述表 12 参照

⁵⁵ 金融庁、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—（平成30年6月28日）.”https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628/01.pdf,（アクセス日：2019-06-20）

⁵⁶ 金融庁、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」の公表について。”

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319.html>,（アクセス日：2019-06-20）

おわりに

本レポートでは、高度化するコーポレートガバナンスに関する観点から、会社法と開示府令の改正のうち、経営陣が留意すべきと考えられる、「取締役への適切なインセンティブの付与」、「社外取締役の活用等」、及び「財務情報及び記述情報の充実」について解説した。本レポートが対象とした公開会社かつ大会社においては、グループ単位での業務の適正の確保が必要⁵⁷とされており、グループ会社も含めた一層のガバナンス強化が求められていくと考えられる。市場環境の変化や技術革新のスピードが速まる中で、企業は、中長期的な企業価値向上に向け、今後も制度改正に引き続き注目し、継続的に取締役会の役割・機能の見直しを図っていくことが望まれる。

付録

開示府令の新旧対応表（一部抜粋）

表 13 開示府令の新旧対応表（一部抜粋）⁵⁸

項目	改正前	改正後
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	<p>a 最近日現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下(30)において同じ。）が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。</p> <p>b 最近日現在における連結会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。</p>	<p>a 最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下(30)、(31)a、(33)a、(37)及び(56)d(イ)において同じ。）の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、(27)aの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 最近日現在における連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載すること。</p>
事業等のリスク	<p>a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、<u>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー</u>の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判</p>	<p>a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、<u>経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー</u>（以下a及び(32)において「<u>経営成績等</u>」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（<u>連結会社の経営成績等</u>の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項</p>

⁵⁷ 会社法 348 条 3 項 4 号

⁵⁸ 金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（別紙2）企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令。” <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131/02.pdf>, (アクセス日：2019-06-20) を基に当社作成

項目	改正前	改正後
	<p>断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(32) a (f)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p>	<p>等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。以下 a において同じ）について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載すること。</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下 b において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>
<p>経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (MD&A)</p>	<p>(e) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>(e) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を(30) a の規定により記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、届出書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(f) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容及び資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載に当たっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>

近年のコーポレートガバナンス関連の主な規制の変遷

表 14 近年のコーポレートガバナンス関連の主な規制の変遷⁵⁹

年月	主な施策
2014年2月	日本版ステewardシップ・コード公表
2014年8月	伊藤レポート公表
2015年5月	改正会社法施行
2015年6月	コーポレートガバナンス・コード適用開始
2017年3月	コーポレートガバナンスシステム（CGS）レポート公表
2017年3月	CGS ガイドライン公表
2017年5月	日本版ステewardシップ・コード改訂版公表
2017年5月	価値協創ガイダンス公表
2017年10月	伊藤レポート 2.0 公表
2018年1月	企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 公布・施行
2018年6月	コーポレートガバナンス・コード改訂
2018年6月	投資家と企業の対話ガイドライン公表
2018年9月	CGS ガイドライン改訂
2019年1月	企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 公布・施行
2019年5月	SDGs 経営ガイド公表

参考文献

法務省，“会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（平成31年1月16日決定）。”
<http://www.moj.go.jp/content/001279742.pdf>.

株式会社東京証券取引所，“コーポレートガバナンス・コード。”
<https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000000xbfx-att/20180601.pdf>

経済産業省，“コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）平成29年3月31日策定・平成30年9月28日改訂。” <https://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180928008/20180928008-1.pdf>

経済産業省，“CGS研究会（第2期）の中間整理。” <https://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180518004/20180518004-1.pdf>

金融庁，“「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（別紙2）企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令。”
<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131/02.pdf>,

金融庁，“金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—（平成30年6月28日）。” https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628/01.pdf,

金融庁，“「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」の公表について。”
<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319.html>,

法務省，“法制審議会—会社法制（企業統治等関係）部会。” http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00297.html

経済産業省産業組織課，“「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～（2019年3月時点版）。” 125p, <https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190308001/20190308001-1.pdf>

経済産業省，“「CGSの在り方に関する研究会報告書」（2015年7月公表）別紙3 法的論点に関する解釈指針。”
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/r160318_150724_corp_gov_sys_4.pdf

経済産業省，“コーポレート・ガバナンスの在り方。”
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/corporategovernance.html

経済産業省，“コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期）について（案）。”
https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/cgs_kenkyukai/pdf/2_001_02_00.pdf

（以上アクセス日：2019-06-20）

⁵⁹ 当社作成

弁護士法人大江橋法律事務所, KINZAI バリュースタディーズ 株主代表訴訟と D&O 保険, きんざい, 2016, 176p.
神田秀樹. 会社法, 弘文堂, 2019, 432p.

執筆者紹介

松原 真佑子 Matsubara Mayuko

リスクマネジメント事業本部
コーポレート・リスクコンサルティング部
上級コンサルタント
専門はリスクマネジメント、コンプライアンス、財務影響分析

梶尾 詩織 Kajio Shiori

リスクマネジメント事業本部
コーポレート・リスクコンサルティング部
上級コンサルタント
専門はリスクマネジメント、コンプライアンス

室田 真希 Murota Maki

リスクマネジメント事業本部
コーポレート・リスクコンサルティング部
主任コンサルタント
専門は ESG、コーポレートガバナンス、コンプライアンス

SOMPO リスクマネジメントについて

SOMPO リスクマネジメント株式会社は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を中核とする SOMPO ホールディングスのグループ会社です。「リスクマネジメント事業」「サイバーセキュリティ事業」を展開し、全社的リスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM・BCP）、サイバー攻撃対策などのソリューション・サービスを提供しています。

本レポートに関するお問い合わせ先

SOMPO リスクマネジメント株式会社
総務部 広報担当
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL : 03-3349-4330 (代表)